教育委員会２月定例会会議録

１．　日　時　令和７年２月１８日(火)午後３時００分～
２．　場　所　ウララⅡ(７F)　会議室１
３．　出席委員教育長　入野浩美
　　教育長職務代理者　鈴木敏之
　　委　員　福島幸子
　　委　員　髙橋信子
　　委　員　石川一幸

４．　委員以外の出席者

教育部長	加藤史子	参事	中島健一郎
教育総務課	塚本富美代	学務課	塚本耕司
生涯学習課	矢内良則	文化振興課	佐賀憲一
スポーツ振興課	寺崎敏彦	指導課	岩田幸一
学校給食センター	小池政幸	図書館	武藤修美
博物館	木塚久仁子	上高津貝塚	比毛君男

５．　議　題
(1)　議　案
議案第42号　令和７年度土浦市一般会計予算に対する意見について　（非公開）
議案第43号　財産の取得について（令和７年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入）に対する意見について　（指導課）（非公開）
議案第44号　債権の放棄についてに対する意見について　（学校給食センター）（非公開）
議案第45号　令和６年度土浦市一般会計補正予算（第７回）に対する意見について
（教育総務課、学校給食センター、スポーツ振興課）（非公開）
(2)　協　議
①　令和７年度土浦市教育行政方針（素案）について　（教育総務課）
②　令和７年度土浦市学校教育指導方針（素案）について　（指導課）
(3)　報　告
①　学校給食費の改定について　（学校給食センター）
(4)　その他
①　社会教育施設の再編方針について（上大津公民館）　（生涯学習課）
②　土浦市民ギャラリー・土浦市立図書館連携企画
「え　かく　また　あした　マンガ作家　山本美希展」の開催について
（文化振興課・図書館）
６．　傍聴者　なし
７．　議事内容

教育長　それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和７年２月の教育委員会定例会を開催いたします。
開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで、進行させていただきます。
本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件は４件ございます。議案第42号から第45号は、全て３月の土浦市議会に関係する案件であり、議会の開会前ということで

ありますので非公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　それでは議案第 42 号から第 45 号については、非公開といたします。
なお、本日は傍聴者がいませんので、次第のとおり進めさせていただきます。
それでは、次第の２番、教育長報告事項について、教育総務課からお願いします。
塚本課長。

教育総務課　　――――――――１月28日以降の行事について報告――――――――

教　育　長　　報告事項につきまして、御質問等はございますか。
よろしいでしょうか。
〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　それでは、次第の３番、議案に入りたいと思います。
議案第42号「令和７年度土浦市一般会計予算に対する意見について」であります。
進め方につきましては、初めに加藤部長のほうから、歳出予算の概要について御説明いたします。その後、各課から令和７年度の主な事業の説明をさせていただきたいと思います。
それでは、教育部長のほうからお願いします。
加藤部長。

【議案第 42 号「令和７年度土浦市一般会計予算に対する意見について」を協議】（非公開）

教　育　長　　それでは、議案第42号は、原案のとおり可決することでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第 42 号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
続きまして、議案第43号「財産の取得について（令和７年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入）に対する意見について」、指導課からお願いします。
岩田課長。

【議案第 43 号「財産の取得について（令和７年度中学校教師用教科書、指導書及びデジタル教科書購入）に対する意見についてを協議】（非公開）

教　育　長　　それでは、議案第43号は、原案のとおり可決することでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第43号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
ありがとうございます。
続きまして、議案第44号「債権の放棄についてに対する意見について」、学校給食センターからお願いします。

【議案第 44 号「債権の放棄についてに対する意見について」を協議】（非公開）

教　育　長　　それでは、議案第 44 号は、原案のとおり可決することでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」という者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
それでは、議案第44号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、議案第45号「令和６年度土浦市一般会計補正予算（第７回）に対する意見について」ですが、補正予算増額の補正と減額の補正でございます。
進め方なのですが、まず主な増額補正について、各課から説明をいたします。減額の補正については、議案書に沿って説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
それでは、教育総務課からお願いします。

【議案第45号「令和６年度土浦市一般会計補正予算（第７回）に対する意見について」を協議】（非公開）

それでは、議案第45号は、原案のとおり可決することでよろしいでしょうか。
〔「異議なし」という者あり〕

教　育　長　　ありがとうございます。
続きまして、協議事項に入ります。
まず、１番目「令和７年度土浦市教育行政方針（素案）について」、教育総務課からお願いします。
塚本課長。

教育総務課　　教育総務課です。
資料のほうは、サイドブックスのほうに掲載させていただいておりますが、当日資料として配付させていただきました、お手元の紙媒体の資料です。令和７年度土浦市教育行政方針の素案をお願いしたいと思います。
初めに、１ページをお開き願います。目次の後ろのページになります。
初めに、この土浦市教育行政方針は、市の最上位計画である第９次土浦市総合計画並びに総合計画に基づき策定した第３次土浦市教育大綱における基本理念や、基本目標等の実現に向け、教育委員会各部署の重点施策や主要事業を示すものでございます。
計画期間を３年間とし、毎年度実施している点検評価において、事業の成果や課題の検証を行い、より実効性、効果的な事業を実施するとともに、昨今の急激な社会情勢の変化にも柔軟に対応した施策を行うものです。
３ページに基本理念及び基本目標、４ページにかけまして、学校教育、青少年教育、スポーツ、生涯学習、文化芸術の五つの基本方針を示しております。
素案では、昨年度からの変更点等を分かりやすくするため、昨年度の内容を取り消し線で見え消しした上で、新年度の内容を赤字で加筆をさせていただいております。
５ページをお願いいたします。
下から６行目、主要施策・事業でございます。
令和７年度は、６年度の23施策77事業から、新規事業の追加や統合、６年度をもって完了となる事業及び定着化した事業の削減などを見直した結果、追加２事業、統合６事業、削除３事業、結果７事業減の23施策70事業となっております。
７ページをお願いいたします。
令和７年度教育行政方針の体系図でございます。
続きまして、８ページから63ページが、基本方針に紐づいた重点施策及びその主な事業でございます。
時間の関係上、抜粋して説明をさせていただきたいと思います。
８ページをお願いいたします。
上の表、右側に記載されております９項目が基本方針に紐づく重点施策となります。
また、９ページの上の表にありますものが重点施策の主な事業となります。
アの就学前教育推進事業にありますように、各事業ともに、上から事業の目的、続きま

して、主な事業内容、施策のための指標及び目標値を記載しております。
素案では、現状値を令和６年 12 月現在の実績を記載しておりますが、最終版では、令和７年２月時点に実績を記載する予定でございます。
以降、同様の記載となります。
12 ページをお願いいたします。
ウの校内フリースクール推進事業は、７年度新規事業として新たに追加したものです。
続いて、31 ページをお願いいたします。
イの青少年に有害な社会環境の浄化事業については、ウの青少年の健全育成に協力する店の登録活動の推進、こちらの２事業を統合し、新たに事業名を青少年環境浄化活動の推進といたしました。
そのほか、一部指標については、目標値を達成したことに伴う変更や、事業内容と指標の整合性を図るため、指標を変更するなど、見直しを行っております。
また、目標値につきましても、過去の実績や令和６年度の進捗状況を基に、令和７年度から９年度までの今後３年間の目標値を再設定するなど、見直しを行っております。
各事業の詳細につきましては、後ほど御覧いただきたいと存じます。
最後に、今後のスケジュールについてですが、今月末２月 28 日までに、教育委員の皆様から、この素案について、御質問や御意見を頂きたいと考えております。
後ほど様式につきましては、教育総務課からメールにて送付させていただきます。
御意見等を基に修正しまして、３月の定例会において議案として提出をさせていただきます。その後、４月に土浦市ホームページ等で公開をする予定でございます。
説明は以上です。

教　育　長　　後ほど、改めて御覧いただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。
続きまして、協議事項２番「令和７年度土浦市学校教育指導方針（素案）について」、指導課から説明をさせていただきます。
岩田課長。

指　導　課　　指導課です。
令和７年度の土浦市学校教育指導方針の素案については、紙媒体のほうでお配りさせていただいております資料を御覧ください。
土浦市学校教育指導方針でございますが、茨城県の学校教育指導方針の下に作成し、毎年４月に各学校に配布して、指導方針を基に、各学校の運用をお願いしているというものでございます。
なお、令和７年度の県の学校教育指導方針がまだ示されていない現時点のため、情報を基に作成している未定稿であることを御了承ください。
表紙を開けて、目次を御覧ください。
市のグランドデザインを基に、令和７年度の重点項目、小中一貫教育の全体構想、令和７年度の主な事業、学校訪問、研修事業計画、研究推進校、教育相談室及び校内フリースクールの内容でございます。今回は変更しました項目を中心にお話をさせていただきます。
それでは、１ページを御覧ください。
土浦市学校教育指導方針のグランドデザインになります。
中段の五つの柱立ては、今年度、県の教育委員会が示すグランドデザインを基にしております。
続きまして、２ページを御覧ください。
令和７年度の重点施策についてですが、詳細については、次のページの学校教育推進の柱から順に説明をしていきます。
３ページ目、大きな１番、確かな学力を育む教育の推進でございます。

学習指導に係るＲＰＤＣＡサイクルの確立の中で、次年度よりＤｏの中に、授業におけるＡＡＲサイクルを加えました。探求的な学びの推進により、学びの自己調整能力の育成が重要となっております。
これまでも（２）学びの自己調整を呼びかけておりましたが、改めて強調する形といたします。
また、確かな学力を育む学習の充実のための主な施策として、四つのプランを設定しております。
続きまして、４ページ目を御覧ください。
大きな２番、豊かな心を育む教育の推進でございます。
特別活動の充実では、自治的能力や積極的に社会参画する力を育てる指導の充実と、３番にあります、よりよい人間関係を築き、安心して学び合える集団の基盤を形成する指導の充実として、生徒支援の観点から分類をして柱立てをしております。
生徒支援の充実では、不登校の未然防止と多様な支援、社会的自立への取組の充実を新たに設けました。
市の重点施策の一つでもある校内フリースクール充実事業などで取り組むことになりますが、不登校問題やいじめ問題の課題解決のためには、子供たち一人一人の心の成長が欠かせません。ここでは、成すことによって学ぶ体制づくりをしっかりと支援していきたいと考えています。
また、生徒支援の充実の２番にあります日常生活の諸問題を児童生徒が自ら解決する取組の充実のところについては、いじめなど問題行動に向かわないための児童生徒主体の活動の活性化を加え、３の連携協力して問題を解決する体制づくりのところには、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援に向けた学校と家庭、地域社会、関係機関との情報連携の推進と行動連携の強化についてまとめさせていただいております。
続きまして、５ページ目を御覧ください。
３番、健やかな体を育む教育の推進でございます。
学校教育の充実では、今年度より、項目の２、部活動の運営方針に基づいた部活動の適切な運営の文言の後に、部活動改革の推進を加えておりますが、二つ目の丸の部分を文科省の方向性に合わせ、「部活動の適正数設置に向けた見直しと休日部活動の地域展開」、「展開」という言葉を除きました。「の体制構築に努める」に変更いたしました。
続きまして、６ページを御覧ください。
大きな４番、時代の変化に対応できる教育の推進でございます。
特に重視することが上から四つ目にあります情報教育の充実と教育ＤＸの推進につきましては、令和７年度より機構改革で、指導課に教育ＤＸ推進室を設置する予定となっております。来年度以降、この推進室にて学校教育におけるデジタルトランスフォーメーションを推進します。
委員の皆様も御存じのとおり、教育ＤＸにつきましては、データやデジタル技術を活用して、教育や学校をよりよく変革することを留意しております。
６ページの中央にある図で示しておりますが、教育ＤＸのプラットフォームとして、教育データの意味や定義をそろえる標準化、基盤的ツールの整備、三つ目が、教育データの分析・利活用の推進や教育データなどの情報セキュリティの整理。このルールとツールと利活用、この三つの柱を軸に、その下にあるような児童生徒や教職員のメリットを創出していきたいと考えています。
これに合わせまして、７ページでは、情報教育の充実と教育ＤＸの推進として、三つの項目を立案しております。
教育ＤＸのプラットフォームの三つの柱であるルールとツール、利活用に合わせた取組として、児童生徒や教職員のＤＸ環境の整備に乗り出すことになります。これによって、

学校におけるＩＣＴ教育の環境の充実と指導体制の向上を望めると考えております。
続きまして、８ページ目を御覧ください。
大きな５番、自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進でございます。
昨年度より、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実、特別支援教育コーディネーターを中心とした全教職員の取組による特別支援教育の推進を重点目標といたしまして、県の事業であります特別支援教育推進体制充実事業と連動させた取組としております。
特に、各校の特別支援教育の核となる特別支援コーディネーターの資質向上を図ることで、各校のリーダーとして推進を図ることで、学校間の平準化を目指していることです。
９ページ目は、令和７年の教育支援委員会の日程となりますので、御確認ください。
続いて、10 ページを御覧ください。
こちらは、土浦市小中一貫教育全体構想図でございます。
義務教育９年間を通して、継続的で一貫性のある教育の場を設定することで、児童生徒の個性を伸ばす教育の充実を図ってまいります。
ここ数年コロナ禍で活動が足踏みしている部分もありましたが、昨年度、５類移行後は、それぞれの中学校区で児童生徒間だけでなく、相互授業参観などの教員間での小小連携や小中連携での活動が活発となっております。
続きまして、11、12 ページを御覧ください。
令和７年度の主な事業内容となっております。
市の財政が厳しい中ですが、新規事業が２事業、拡充の事業が６事業ございます。
特に、12 ページの 13 番、新規事業として学校経営相談員配置事業、多様化、複雑化する学校経営上の諸課題に対し、管理職などを指導助言する校長ＯＢの相談員を指導課に置きまして、学校経営全般のサポートを行おうとしています。
14 番の教育ＤＸ推進事業は、新設される教育ＤＸ推進室にて、来年度より新規事業として展開することになります。
続きまして、13 ページを御覧ください。
こちらは、令和７年度学校訪問の一覧となります。
訪問校がまだ決定していない訪問種別がございますが、今後、県からの種別ごとの該当校の連絡があり、その都度決定してまいります。
14 ページを御覧ください。
（２）の日程（例）の５番、全体会を公開する授業時間の基準として、来年度の３時間公開の場合を 18 学級以上に、２時間公開の場合を 17 学級以下といたしました。
また、令和６年度より、指導案形式を変更いたしましたが、来年度は、特別支援教育に係る個別の教育支援計画及び個別の指導計画を新しいシート形式に変更することを告知しております。
15 ページを御覧ください。
４の教育委員による学校訪問ですが、来年度も教育委員の先生方には、計画訪問に同行していただき、各学校の取組について御覧いただき、御指導いただければと存じます。
４月下旬に改めて御案内いたしますので、よろしくお願いいたします。
６番の授業作りのポイントでは、（１）に新たに事業改善の視点、Ｉｎｓｐｉｒｅ７を盛り込みました。こちらは長年、土浦市の教員研修に関わっていただいている大妻女子大学の樺山教授のラーニング・マウンテンの考え方を基に、探求的な学びのベースとなる事業デザインとなります。
16 ページの研修事業計画、17 ページの研究推進校は、未確定の部分が多く、県の学校教育指導方針が発出され次第、未定稿部分をお示しできると考えております。
最後に、18ページからの土浦市教育相談室及び校内フリースクールの事業概要について、

お伝えします。
教育相談室は、電話相談と教育相談とポプラひろばでの適応指導がございます。
令和５年度より、ポプラひろばに通室できる学年を原則３年生以上としたことで、通室児童生徒が増加しております。
一方で、学校へ復帰する子供たちも増加しており、不登校の出現率が右肩上がりだった傾向に一定の歯止めとなっております。心の安定と基本的生活習慣の改善により、再登校へとつなげる居場所となっているところです。
19ページにあります土浦市校内フリースクールにつきましては、今年度までに全中学校・義務教育学校で校内フリースクールが開設されたところです。令和７年度は、先ほどもお話しさせていただきましたが、校内フリースクール支援員を２名増員の６名配置として、全ての中学校で平日毎日、校内フリースクール専任のスタッフが運営することができるようになります。
また、校内フリースクール開設を始めた令和５年度より、中学校の 30 日以上の長期欠席者は、ここ数年で初めて減少傾向へと推移しているところです。
このように不登校対策として、いろいろな状況に置かれた子供たちに多様な居場所を提供すること、また、学びの場の保障と心のエネルギー充電の機会をつくることができるようになっていると感じております。
指導課からの説明は以上となります。
教育行政方針と同様に、３月の定例会にて、もう一度皆さんに読んでいただければと思います。
以上です。

教　育　長　　教育行政方針に合わせて、どうぞよろしくお願いいたします。
よろしいでしょうか。
それでは、続きまして報告事項に移ります。
報告事項の１番「学校給食費の改定について」、学校給食センターからお願いします。
小池所長。

学校給食センター　　給食センターでございます。
学校給食費の改定について説明させていただきます。
資料の⑧の御準備をお願いいたします。
昨年 11 月の定例会におきまして、令和６年８月 23 日付にて、土浦市立学校給食センター運営審議会に諮問いたしました学校給食費の見直しについて、同年 10 月 30 日付で、同審議会より、学校給食費の改定額及び改定時期について答申を頂きましたことを報告し、併せて、物価高騰の状況や算出根拠等について説明させていただきましたので、答申の内容につきまして、市内部で検討いたしましたので、その結果を御報告させていただきます。
まず、これまでの経緯を簡単に説明させていただきます。
現在の給食費は、令和２年度に改定されたものですが、近年の物価高騰に伴う給食食材費の値上がりにより、給食の量や質、栄養価を維持することが難しくなったことから、令和４年から賄材料費の増額分を公費負担してまいりました。
その結果、現在規定している学校給食費と実際の食材調達に係る賄材料費に乖離が生じているため、給食費の見直しが必要となっておりました。
このようなことから、土浦市立学校給食センター運営審議会に、給食費の見直しについて諮問させていただき、答申を頂いたものでございます。
それでは、１、給食費の改定額（案）の表を御覧いただきたいと思います。（案）となっているのは、議会前であることから（案）としております。
改定額につきましては、給食に使用する食材価格の上昇や国の消費者物価指数等の状況、

また、先ほど補正予算のところでもありましたが、昨今の米の価格の高騰に伴う米飯価格の値上がりを考慮に入れて算出しております。
改定額につきましては、各区分とも答申の内容どおりの額としております。
なお、市立の小中学校及び義務教育学校の児童生徒の給食費につきましては、子育て支援を含む保護者負担軽減の観点から、令和７年度においても、引き続き無償とする予定でございます。
２、改定時期につきましては、令和７年４月からといたします。
今後につきましては、給食費について規定している土浦市学校給食費に関する規則の例規改正手続を進めてまいります。来月の定例会で、規則改正の議案を提出する予定でございます。
説明、以上です。

教　育　長　　この件につきまして、御質問、御意見ありましたら、お願いします。
石川委員。

石 川 委 員　　先生たちは5,910円で、センター職員の方が高いのは、これは何かあるのですか。

教　育　長　　小池所長。

学校給食センター　　児童生徒と先生は、食材費のみなんですけれども、調理している委託業者も含めてセンターの職員につきましては、厳密に言うと、学校給食費というくくりから外れるものですから、食材費だけではなく、調理業務の委託料、手間代、１食分105円を加算しています。施設見学とか来たときに給食を食べていただく試食のときにもらう金額も、食材費プラス調理の手間代これを加算しておりますので、それと同じ扱いにしたというようなことです。

石 川 委 員　　わかりました。ありがとうございます。

教　育　長　　そのほか何かございますか。よろしいでしょうか。
続きまして、その他の１番「社会教育施設の再編方針について（上大津公民館）」、生涯学習課からお願いします。

生涯学習課　　―――社会教育施設の再編方針について（上大津公民館）について説明―――

教　育　長　　この件について、御質問、御意見等ございましたらお願いします。
髙橋委員。

髙 橋 委 員　　延床面積が結構増えているんですが、どんなイメージなんでしょうか。
それから、駐車場が40台から70台ということなのですが、敷地自体は増えないのですよね。敷地面積はそのままで台数が増えるということですか。
最後に、工事しているときは支所の機能は、完全に閉鎖ではなくて使いながら工事をしていくというイメージなのでしょうか。

教　育　長　　３点、御質問頂きました。
矢内課長。

生涯学習課　　まず、増築につきましては、３階建てというわけではなくて、基本的には２階建てのまま横に駐車場の一部を広げて増築する予定でございます。その中でエレベーターの部分や子供向けのスペースや湖畔荘から一部機能を持ってくる集会施設を広げるようなイメージで、階数は２階のままでございます。
駐車台数につきましては、今の敷地の駐車場を一部潰す関係もあるので、今の再編・再配置の計画の中では、買い取りか借地かはまだ未定ですけれども、敷地面積を広げる予定で、駐車場を拡幅するような予定でございます。
３点目、改修工事中、今のところ２年間ほど予定しておりますが、その間は公民館自体は閉館、支所機能も使わないようになります。２年間、令和９年度、10年度になりますが、実際のところ、９年度の最初は、契約の手続ですとか解体の準備とかもあるので、２年間設けていますけれども、１年半ぐらいの期間は全て使えないような期間になって

しまいます。
その１年半の期間は、同好会活動やそういったものに関しましては、例えば近隣の二中地区公民館ですとか、神立のコミュニティセンター等を利用していただきたいという想定でございます。
また、支所機能につきましては、神立支所のほうを利用していただく。
また、コミュニティ施設も兼ねてございますので、そういったものについては、職員の配置をどうするかという問題はまだ決まっていないのですけれども、例えば二中地区公民館職員を置くとか、そういった形でコミュニティのほうは、進めていくような予定でございます。

髙 橋 委 員　支所機能については、証明書交付等のサービスの一部を上大津公民館に移転しとあるじゃないですか。でも４月末で閉館する。上大津公民館が工事で２年ぐらい使えなかったら、この支所のサービスについてはどこがやるのですか。

教　育　長　矢内課長。

生涯学習課　まず、五中地区全体のこの再編方針を定めた中で、上大津支所の議論が地元との協議とかありましたけれども、最初は、支所機能の利用自体が少なかったので、上大津支所を全部閉館する話であったのですが、やはり地域のサービス低下というのもあって、支所機能の一部を上大津公民館に移行するという流れになりました。
ただ、上大津公民館長寿命化の時期になっていて、工事期間中の約２年間については、支所機能のサービスは使えないため、その間は神立・本庁とかでやっていただかなければならないので、２年後にリニューアルしたときには、また改めて支所機能を復活させるのか、利用状況を見て利用率が低いようなら、支所機能のほうをなくす可能性もあるというふうに伺っています。

髙 橋 委 員　それは、もう一回考え直せないのでしょうか。
もう少し地域の方の利便性、どのぐらい使われているか分からないですけれども、たくさんの人が行っていますよね。

鈴 木 委 員　実際のところ、ほとんど利用されていないと思います。私も時々行きますけれども。行っても人がいたことないです。だから、廃止されてもしようがないのかなとは思っていました。
ただ、できれば完成するまで２年続けていただければなというのは思います。

教　育　長　矢内課長、どうぞ。

生涯学習課　先ほどの上大津支所の利用状況ですが、支所の中では南支所が一番多く、それと比べると 10 分の１とかそういった状況があったので、上大津支所のほうを閉所するという、最初のスタートで動き出しました。
ただ、地域の方々との意見交換とかそういった話し合いの中で、一気になくすのは、なかなか難しい部分もあり、まずは支所機能の一部を残しましょう、それを上大津公民館のほうに持っていきましょうという流れがございました。
そのなかで、長寿命化に合わせて支所機能を一部入れ込むということで検討されてきているのですけれども、上大津支所を閉所して、その間は神立のコミュニティセンターに支所があるので、そちらを利用していただきたいという考えもあり、地元との話合いの中で、こういう方向になりました。

髙 橋 委 員　この際、少しのサービスのために支所機能を移さなくてもということもありますよね。
支所機能があるということは、そこに１人人員とかを配置しなきゃならないじゃないですか。利用者が少ないのであれば、統廃合は仕方ないですよね。証明書は行かなくても取れるようになってきていますし。御相談とかであれば、人員が配置されている神立に行っていただくというのもありなんじゃないかな。わざわざ一部を残してというのは聞こえはいいけど、無駄だなと思いました。

教　育　長　　矢内課長。

生涯学習課　　その意見交換会の中で、我々行政的にはなくしたい方向、今コンビニで交付とかもできるけれども、上大津地区にコンビニがなくなってしまって使いたい人が使えないという地域住民の意向を踏んで、このような形になったというところでございます。
やはり地域の方々の意見を尊重したというか、話合いの中で方向づけが決まったということでございます。

髙橋委員　　これに限らないですけれども、どうしても今まであったものをなくすというと、絶対反対する人が出てきます。鈴木委員がおっしゃったように、あんまり利用されていないということであれば、利用状況を精査して費用対効果、財政負担とかをデータを示して提案していくというのも、一つ大事なことじゃないかなと思います。
特に今まであったものがなくなる、自分たちのところはなくなると思うところがあるわけなのです。代替手段とか、そういうことを丁寧に説明して御納得いただくようにするしかないですよね。

教　育　長　　矢内課長。

生涯学習課　　おっしゃるとおりだと思っております。
今回は、この方針が全体の中で決まってしまったので、丁寧に説明をしていくということになると思います。

教　育　長　　部長、どうぞ。

教育部長　　公共施設再編・再配置計画の中で、地域住民の地元の説明会も踏まえ、第三者の委員さんたちも交えて、段階的に見直しを図るということをしています。
現状では、一部再編、残すというところで話をまとめている状況です。委員がおっしゃるように、本当に利用率が少なければ、それは費用対効果としてどうなんだという御意見も重々分かっているので、まずは、今利用している方のお気持ちも考えつつ、丁寧に説明していくという、本当にその段階を今踏んでいるところなので、もう少し時間はかかると思うのですが、説明していきたいというふうに思っております。

髙橋委員　　ありがとうございました。

教　育　長　　そのほか、よろしいでしょうか。
では、その他の２番「市民ギャラリーと図書館連携企画展について」、佐賀課長お願いします。

文化振興課　　―――土浦市民ギャラリー・土浦市立図書館連携企画
「え　かく　また　あした　マンガ作家　山本美希展」の開催について説明―――

教　育　長　　ぜひ足を運んでいただければと思います。
本日の案件は以上でございます。
次回の定例会議について、塚本課長、お願いします。

教育総務課　　――――――――次回の定例会日程等について案内――――――――

教　育　長　　ただいま日程について案内がございましたが、ご都合はいかがでしょうか。
よろしくお願いいたします。
以上をもちまして、令和７年２月の教育委員会定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。